住所　浜松市中区高丘東５丁目26番57号
ジルソン・ヘイゾウ・ヤマダ　昭和63年２月12日生
住所　神戸市東灘区住吉山手７丁目３番８―101号
ハディージャ・アビタート　昭和59年６月18日生
住所　神戸市北区道場町日下部346番地５
鄭琢永　昭和57年10月27日生
住所　神戸市長田区久保町４丁目８番10号
金聖水　昭和58年７月12日生
住所　神戸市長田区東尻池町４丁目11番23―１号
李龍一　昭和62年７月27日生
住所　神戸市北区日の峰４丁目15番地13
李宗植　昭和28年11月15日生
李祐司　昭和62年11月15日生
李賢　平成２年10月24日生

○外務省告示第二百四十三号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、平成二十六年七月三日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第七号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

平成二十六年七月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

記

失効年月日	発行年月日	旅券番号
平成26年７月３日	2008年10月15日	ＴＺ0592151

住所　神戸市灘区原田通１丁目２番20―605号
呂昌樹子　昭和52年４月７日生
住所　兵庫県尼崎市長洲西通１丁目５番１―1007号
鄭政美　昭和42年12月６日生
住所　兵庫県姫路市余部区上余部50番地１
趙憲芬　昭和31年８月４日生
趙娜　平成元年４月22日生
住所　兵庫県姫路市飾磨区妻鹿346番地１
趙尚史　平成５年２月20日生
住所　愛知県瀬戸市水北町1032番地
金良順　昭和20年11月22日生
金康子　昭和43年３月20日生
金康成　昭和45年１月19日生

○外務省告示第二百四十四号

南部季節帯域の北方限界は、アメリカ大陸の東岸のトレス・プンタス岬から南緯三十四度西経五十度の点までの航程線、そこから東経十六度までの南緯三十四度の緯度線、そこから南緯三十六度東経二十度の点までの航程線、そこから南緯三十四度東経三十度の点までの航程線、そこから南緯三十五度三十分東経百十八度の点までの航程線、そこからタスマニアの北西岸のグリム岬までの航程線、そこからブラニー島の最南端までのタスマニアの北岸及び東岸、そこからスチュアート島のブラック・ロック・ポイントまでの航程線、そこから南緯四十七度東経百七十度の点までの航程線、そこから南緯三十三度西経百七十度の点までの航程線、そこから南緯三十三度西経七十九度の点までの南緯三十三度の緯度線、そこから南緯四十一度西経七十五度の点までの航程線、そこから南緯四十一度四十七分西経七十三度五十三分にあるチロエ島のプンタ・コロナ灯台までの航程線、そこから南緯四十三度二十分西経七十四度二十分の点までのチロエ島の北岸、東岸及び南岸並びにそこから南緯四十五度四十五分の緯度線までの西経七十四度二十分の子午線とする。西経七十四度二十分の子午線から東方のチロエ海峡の内域についてはこの帯域に含めない。

季節期間

冬期　四月十六日から十月十五日まで
夏期　十月十六日から四月十五日まで

○外務省告示第二百四十五号

平成二十六年六月三十日にプノンペンで、プノンペン前期中等教育施設拡張計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がカンボジア王国政府との間に行われた。

１　援助の目的及び内容　プノンペン前期中等教育施設拡張計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
２　贈与額　八億五千百万円
３　贈与の供与期限　平成二十七年七月三十一日まで
４　署名者
日本側　岸田文雄外務大臣
カンボジア側　ハオ・ナムホン副首相兼外務国際協力大臣

平成二十六年七月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

○農林水産省告示第九百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年七月二十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　徳島県三好郡東みよし町西庄字倉石一三の一、一四、四〇、四一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
１　次の森林については、主伐は、択伐による。
字倉石一三の一・一四・四〇・四一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び東みよし町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年七月二十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　徳島県三好市山城町上名字松山八一八の四四、八二八の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
１　次の森林については、主伐は、択伐による。
字松山八一八の四四・八二八の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年七月二十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　徳島県三好市山城町上名字トイシノ尾八三七の一、字ミノコシ八四五の四、八四五の一八
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
１　次の森林については、主伐は、択伐による。
字トイシノ尾八三七の一（次の図に示す部分に限る。）、字ミノコシ八四五の四
２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）